

避難行動要支援者名簿に関する Q&A



① どのような制度ですか？

近年、地震や風水害による被害が各地で発生しています。災害の発生をなくすことはできませんが、災害による被害を減らすことは可能です。大地震などの大規模な災害の時は行政の機能が停止する可能性が考えられ、自分の身は自分で守る「自助」が基本となりますが、地域住民による支援「共助」が重要となります。

そこで、災害時に円滑かつ迅速に安否確認や避難誘導などが行えるよう、この制度が創設されました。

具体的には、地域において、高齢者や障がい者などの災害時に支援を必要とする人を本人の同意に基づいてあらかじめ特定し、誰が支援し、どこに避難させるか決めて、その情報を共有することにより、いざという時に地域の中で安否確認や避難支援などが行える支援体制づくりを目指すものです。

地域での日頃からの声かけや、見守り活動などを通じて、コミュニケーションを深め、良好な近隣関係が構築できると期待されます。

② 行政機関等の役割は？

大地震などの大規模な災害の時は行政の機能が停止する可能性が考えられ、被災者の支援は地域住民相互の協力（共助）が重要です。市は、平常時より支援の仕組み作りなど防災意識の必要性を地域に伝えるとともに、様々な形で起こりうる災害に対して有効な支援方法と仕組み作りを実施していきます。具体的には「避難行動要支援者名簿登録申込書（兼台帳）」の受付による名簿作りと地域への情報提供による、地域で助け合う（共助）仕組み作りを支援します。

③ 民生委員・児童委員の役割は？

自主防災組織など様々な協力団体と連携し、日頃の活動によって、地域の要支援者の相談役として行政などとの橋渡し役として重要な役割を担っていただきます。

④ 名簿作成はなぜ必要なのか？

災害時に、地域において安否確認や避難支援を迅速に行えるようにするだけでなく、名簿を作成することで地域での高齢者や障がい者等への日常的な見守り活動への関心が高まることを期待しています。

⑤ 地域住民に協力を求めるのはなぜ？

災害発生時に、市では各部局であらゆる災害対応業務を行います。大規模な災害が市内の広い範囲で発生した場合、すぐに職員が対応できない場合があるため、被災者支援は地域住民による相互協力が不可欠と考えます。

⑥ どんな人が登録するのですか？

災害時に自力で危険情報の取得や安全な場所への避難行動ができない人を対象としています。例えばひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人、障がいをお持ちの人などで災害時の避難行動などの対応が困難な人です。

⑦ 支援が必要と思われる人が近所にいますが名簿登録の申請を代わりに行って良いですか？

本人の同意を得ていれば、代わりに申請してもかまいません。ただし、個人情報を要支援者名簿により関係機関（自主防災組織など）に提供することを確認してください。

⑧ 代筆で申請しても良いですか？

本人の記入が難しい場合は、家族、親族、民生委員・児童委員が代筆することは可能です。ただし、個人情報に要支援者名簿により関係機関（自主防災組織など）に提供することを確認してください。

⑨ 登録の方法は？

すでに名簿に登録されている人は登録内容の変更や削除の依頼がない限り、自動更新となります。65歳以上のみの世帯で構成されている高齢者の人（ひとり暮らし高齢者を含む）については、毎年9月から10月末にかけて、民生委員が対象者を訪問し、登録の希望について意思を確認します。

また、障がいをお持ちの人で対象となる人には市から郵送し、登録の希望について意思確認をします。指定難病患者の人については、市で対象者を確認し、名簿に記載しますので、手続きする必要はありません。

その他、災害時に自ら避難することが困難な人（上記の高齢者世帯や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国籍の人）など、新規で名簿登録を希望される場合は、随時申込書の受付をしておりますので、市保健福祉センター健康福祉課あて申し込んでください。

申込書は健康福祉課に備付及び市ホームページに掲載していますので、必要事項を記入し、健康福祉課へ直接、または郵送などで提出をお願いします。

⑩ 登録した情報は誰がどのように持つことになるのですか？

取りまとめた情報（名簿）は、市役所、各自主防災組織（行政区）、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署に提供し、災害時の要支援者支援の目的（平常時からの見守り活動を含む）のみに使用していただきます。

⑪ 登録した後はどうなりますか？災害時には必ず助けてもらえるの？

避難行動要支援者名簿に登録されている人は、情報提供に同意していますので、災害時発生時、または平常時にも関係支援団体からの安否確認や避難行動の支援等を受けられる可能性が高まります。しかし、地域の避難支援者やその家族等の安全確認が前提での活動のため、名簿の登録、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ず受けられることを保証するものではありません。

また、毎年12月に更新を行っていきませんが、登録内容（緊急連絡先など）を変更する場合は、市役所健康福祉課社会福祉グループ【電話：0287-88-7115】までご連絡ください。

⑫ 個人のプライバシーは保護されますか？

申請時に提供された個人情報は、支援者、自主防災組織、民生委員児童委員、行政機関において、避難行動要支援の目的（災害時の支援を円滑に行うための防災訓練や、平常時からの見守り活動を含む）のみに利用し、関係者には名簿の管理、利用に際し情報の漏洩などないよう厳重に注意をしております。

⑬ 名簿の管理はどのようにすればよいですか？

名簿については、個人情報として厳重に保管することも必要ですが、同時に災害時には円滑に利用が可能な保管方法が必要な情報です。そのため、持ち運びができず、鍵のかかる金庫や書庫などで保管し、限られた人だけが鍵を持つなどの方法で対応していただきたいと思います。

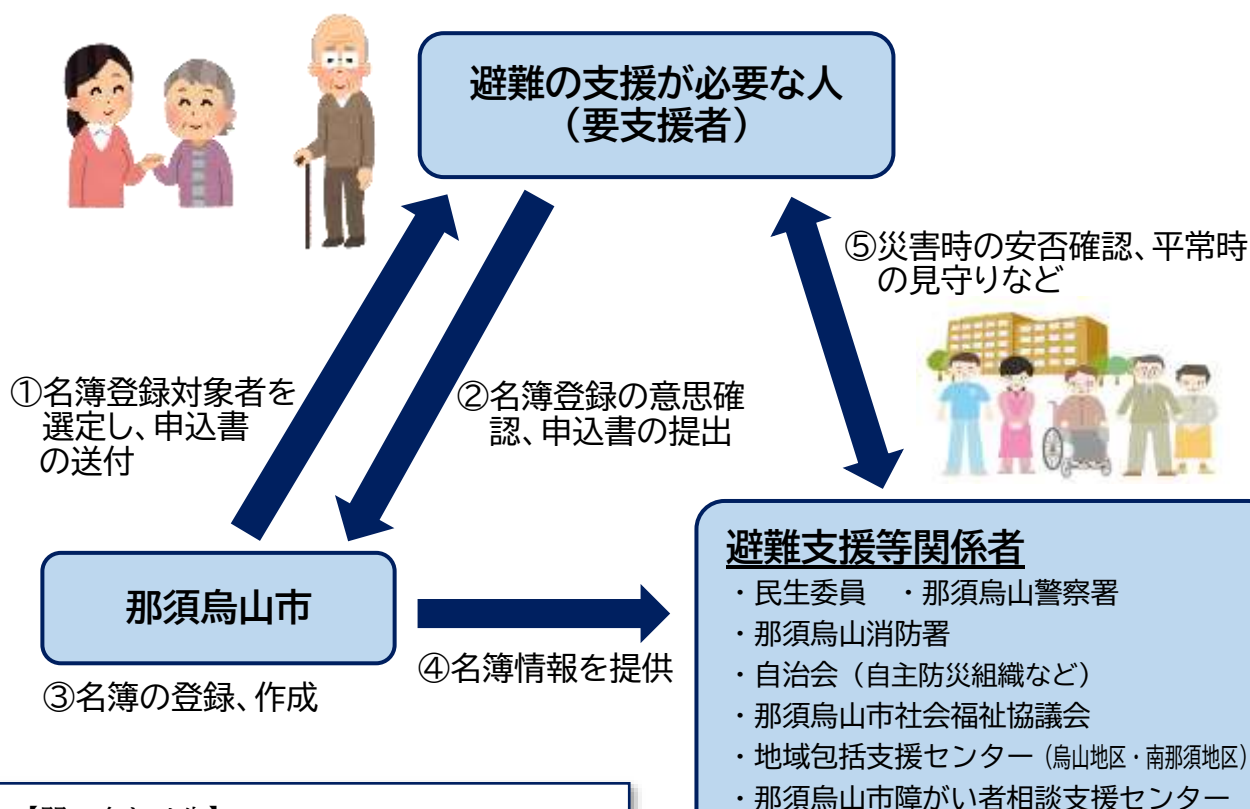
⑭ 名簿登録の受付期間はいつまでですか？

随時受け付けています。強制ではありませんので、必要と思われたときに登録ください。

【名簿作成から活用までの流れ】

- ① 市は、住民基本台帳、避難行動要支援者、障害者手帳所持の情報、介護認定情報などから、避難行動要支援者名簿登録対象者を選定します。
- ②-1 ひとり暮らし高齢者（65歳以上）または、高齢者のみの世帯で災害時に支援を希望する人は民生委員が対象世帯を訪問し、「避難行動要支援者名簿」「見守り・個別避難計画」登録確認書の提出について確認をします。※調査基準日：毎年10月1日実施予定
- ②-2 障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者）、介護保険の要介護3以上の人、指定難病患者については、市からの郵送等により避難行動要支援者名簿登録等の確認をします。
- ③ 市は、情報提供及び見守り・個別避難計画に同意した人を「避難行動要支援者名簿」に登録します。
※すでに名簿に登録されている人は自動更新となります。
- ④ 市は、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に情報提供をします。
- ⑤ 災害時の安否確認などの避難支援や、平常時の見守り、見守り・個別避難計画の作成などに活用します。

名簿活用のイメージ図



【問い合わせ先】
 那須烏山市 健康福祉課 社会福祉グループ
 電話：0287-88-7115
 FAX：0287-88-6069